平成２８年（フ）第６５６３号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目52－２－201
債務者　鈴木　伸彦
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５６５号
東京都東村山市栄町２丁目７－10－103
債務者　佐藤謙一郎
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５６６号
東京都江戸川区船堀３丁目11－８－202
債務者　新屋　光一
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５６７号
東京都三鷹市井の頭３丁目15－８－203
債務者　石本　真規
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５６８号
東京都葛飾区高砂７丁目15－17－101
債務者　大槻　貴史
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５７０号
東京都世田谷区代田４丁目37－４－101
債務者　星野　浩之
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５７５号
東京都目黒区中目黒３丁目８－14－203　第２青興ビル
債務者　板脇美智子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５７６号
東京都武蔵野市緑町２丁目６－３－304　武蔵野緑町二丁目第３アパート
債務者　志田　正一
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５７７号
東京都板橋区赤塚１丁目25－５－103
債務者　小林美也子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５８２号
東京都練馬区大泉町３丁目38－22　第２ブルーコーポ107
債務者　高須　洸一
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５８９号
東京都中野区若宮１丁目38－13－102
債務者　近藤　秀義
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５９１号
東京都江東区辰巳１丁目９－52－102
債務者　岸　　昌一
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５９５号
東京都江戸川区松江１丁目２－３－401
債務者　白石　正孝
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５９７号
東京都足立区伊興５丁目10－１－102
債務者　新井喜代美
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５９９号
東京都北区上中里１丁目２－７－203
債務者　富澤　明子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６０３号
千葉県成田市飯田町136－８－208
債務者　西田真奈未
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部